

北秋田市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱

一部改正 令和6年3月24日 北秋田市告示第33号

(目的)

第1条 この要綱は、地震、火災、水害等の災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災活動を行う住民による自主防災組織が防災活動を行う上で必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年4月1日告示第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内会又は自治会等の一定の区域を単位とし、住民により自主的に結成され、自発的に防災活動を行おうとする団体で市へ届け出たもの
- (2) その他市長が特に認めるもの

(対象経費及び補助額)

第3条 補助金交付の対象とする経費及び補助額は別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 別表第1区分(1)の自主防災組織活動事業の補助金の交付は、毎年度1回交付申請できるものとする。
- 4 別表第1区分(2)の自主防災用資機材整備事業の補助金の交付は、1つの防災組織につき原則1回限りとする。ただし、新たに資機材を追加整備等する必要がある場合は、2回目以降の交付申請ができるものとする。

(交付申請)

第4条 交付申請書は、北秋田市自主防災組織防災活動支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

(実績報告)

第5条 実績報告書は、北秋田市自主防災組織防災活動支援補助事業実績報告書（様式第2号）によるものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の支払に係る請求書は、補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年北秋田市告示第48号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年北秋田市告示第33号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	対象経費	補助限度額
(1) 自主防災組織 活動事業	防災マップや地区防災計画等の作成に要する 経費	当該防災組織に係る 世帯数に200円を乗 じて得た額。 ただし、1,000円未 満の端数は切り捨 て、5,000円に満た ない場合は、5,000 円とする。
	防災研修・啓発等、組織育成・強化に要する経 費	
	防災訓練等の実施に要する経費	
	その他市長が認める経費	
(2) 自主防災用資 機材整備事業	情報収集・伝達に要する資機材の整備費	20万円に当該防災 組織に係る世帯数に 1,000円を乗じて得 た額を加算した額と する。 ただし、40万円を限 度とする。 また、2回目以降の 交付の場合には、上 記中「20万円」を 「10万円」と、 「1,000円」を「500 円」と、「40万円」を 「20万円」と読み替 える。
	初期消火活動に要する資機材の整備費	
	水防活動に要する資機材の整備費	
	救出救護活動に要する資機材の整備費	
	避難誘導活動に要する資機材の整備費	
	炊き出しに要する資機材の整備費	
	資機材保管に要する資機材の整備費	
	その他市長が認める経費の整備費	